

※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※ 定 款 ※
※
※※※※※※※※※※※※※※

地盤ネットホールディングス株式会社

平成 20 年 6 月 25 日 設立
令和 2 年 6 月 26 日 最終変更

地盤ネットホールディングス株式会社定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、地盤ネットホールディングス株式会社と称し、英文では Jibannet Holdings Co., Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理すること。

- (1) 土木建築工事業及び設計業
 - (2) 地盤調査及び解析業
 - (3) 環境調査業
 - (4) 土木建築に係るコンピューターシステムの利用技術開発、設計、製造、保守及び販売業
 - (5) 地盤品質の証明に関する業務
 - (6) 住宅関連機器のリース業
 - (7) 調査及び工事に付帯する検査業務
 - (8) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店に対する指導業務
 - (9) 地盤調査測定機の研究、開発及び販売業
 - (10) 上記(1)から(9)に付帯する一切の業務
2. 有価証券の保有、売買および運用
3. 企業経営に関する指導およびコンサルティング
4. 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条（機関の設置）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式の総数は7,840万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第18条（株主総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

- 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

- 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

- 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、又必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、取締役会に

において定める取締役会規程による。

第 29 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 32 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

第 34 条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 35 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 36 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 37 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 38 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 39 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 40 条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 41 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 42 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 43 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第44条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第45条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

第46条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

第47条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

上記は当会社の定款に相違ありません。

令和2年6月26日

東京都新宿区新宿五丁目2番3号
地盤ネットホールディングス株式会社
代表取締役 山本 強